

## 役員選任規程

### 第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）の役員（理事及び監事）の選任にあたり、法令又は本協会定款において定めるものの他、必要な事項について定めるものである。

### 第2条（理事候補者の推薦）

- 1 理事候補者については、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、社員総会に推薦するものとする。
  - （1）ブロック長（本協会加盟団体規程第3条第4項により各ブロックの都道府県パワーリフティング協会から選任される者）が推薦する者 11名以内
  - （2）加盟団体（本協会定款第5条第1項第1号イに示された関係団体）が推薦する者 2名以内
  - （3）理事会が推薦する学識経験者 2名以内
- 2 前項第1号に定めるブロック長は、それぞれ、各ブロックに所属する都道府県パワーリフティング協会の理事長、会長、副理事長その他の代表者の中から1名を理事候補者として推薦するものとする。ただし、関東からは3名、近畿からは2名を理事候補者として推薦するものとする。
- 3 第1項第2号及び第3号に規定する理事候補者の最大定数が充足されない場合、充足されない任期期間に限り、理事会の決議によって、その不足分を前項第1号の定数に加算することができる。

### 第3条（監事候補者の推薦）

監事候補者については、本協会の定款に基づいて2名又は3名の範囲内で、理事会が社員総会に推薦するものとする。

### 第4条（定年等）

- 1 理事は、選任時においてその年齢が満70歳未満（以下「制限年齢」という）でなければならない。また、原則として10年を超えて在任できない。但し、スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉を参考とし、組織運営に必要な事情がある場合には、例外を認める。任期中に満70歳を迎えた理事は、当該任期が満了する日を以って定年とする。
- 2 監事は、選任時においてその年齢が満75歳未満（以下「制限年齢」という）でなければならない。任期中に満75歳を迎えた監事は、当該任期が満了する日を以って定年とする。

### 第5条（役員資格条件）

- 1 第2条第1項第1号及び第2号に基づいてブロック長及び加盟団体が推薦した理事候補者が前条に規定する制限年齢を超えているときは、当該候補者は、社員総会における理事選任にあたって理事候補者となる資格を有しない。

- 2 第3条に基づいて理事会が推薦した監事候補者が前条に規定する制限年齢を超えているときは、当該候補者は、社員総会における監事選任にあたって監事候補者となる資格を有しない。
- 3 前二項に規定する場合の他、役員選任にあたっての条件又は基準を別途定めることができる。

#### 第6条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

#### 第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

#### <附則>

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則は、平成30年8月16日に改訂し、同日より施行する。
- 3 この規則は、平成30年10月29日に改訂し、同日より施行する。
- 4 この規則は、令和2年5月10日に名称変更及び改訂し、同日より施行する。
- 5 この規程は、令和2年6月13日に改訂し、同日より施行する。
- 6 この規程は、令和2年9月14日に改訂し、同日より施行する。